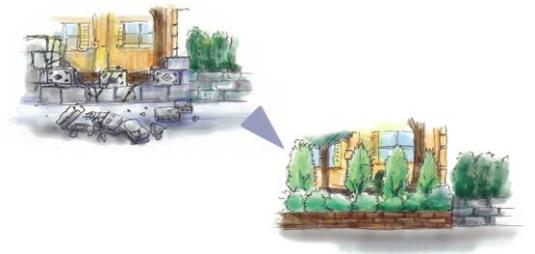


新座市地区まちづくり推進条例を活用したまちづくりの進め方（イメージ）

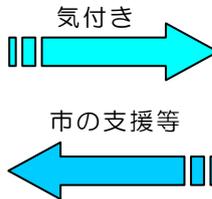
例えば、『災害に強いまちづくりを行いたい！』と思ったら



↓ 同じ考えをもつ仲間ができれば

《ステップ1》 準備会をつくります。（条例第7条）

地区のまち歩きなどを行い、住んでいるまちについて勉強します。



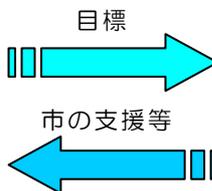
「古いブロック塀が多く、倒れてこないか心配」
「家が密集していて燃えうつったら危ない」

- ・まち歩きのための情報提供
- ・気付きへの助言 等
例「塀の構造や家の配置を決めることができます」

↓ もっと仲間が増えたら

《ステップ2》 協議会をつくります。（条例第8条）

準備会で勉強したことを基に、地区の目標を立てて、活動を行います。



- ・塀を建てるときは、倒れにくいものにしよう
- ・家を建てるときは、ゆとりある配置にしよう

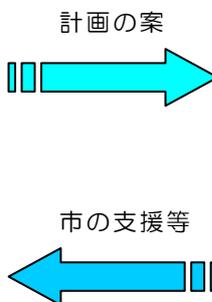
※各ステップの市の支援（条例第19条）

- ・目標を立てるための情報提供
- ・法律に関する助言
例「防火上の制限を指定することもできます」

↓ 地区のルールにしたいと思ったら

《ステップ3》 地区まちづくり計画の案をつくります。（条例第12条）

地区まちづくり計画の案が市からの認定を受けたときは、地区のみなさんで守っていくルールとなります。



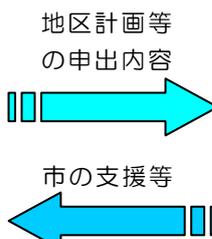
- ・塀を建てるときは、生け垣や見通しのできるフェンスにする（垣・柵の構造制限）
- ・家を建てるときは、外壁の位置を隣地境界線から離す（建物の壁面の位置の制限）。また、防火上の措置を講じる（防火上の制限）

- ・地区まちづくり計画の案の作成のための支援
- ・認定した計画の内容について事業者へ周知
例「地区まちづくり計画があるので守ってください」

↓ 計画の内容をより実現していくため、法律に基づいて市が規制・誘導してほしいと思ったら

《ステップ4》 地区計画等の案の申出等をします。（条例第20条）

都市計画法に基づく制度で、これにより申出された内容が都市計画として決定されると、法的にも守らなければいけないルールになります。



- ・垣・柵の構造制限
- ・建物の壁面の位置の制限
- ・防火上の制限

- ・地区計画の案の申出等のための支援（書類作成の方法）

↓

家の建替え時などに計画の内容を実現させ、
少しずつ災害に強いまちづくりが進みます。

